

事務連絡

平成18年7月6日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

多剤耐性緑膿菌 (MDRP) を始めとする院内感染防止対策の徹底について

院内感染対策については、従前より「医療施設における院内感染の防止について」(平成17年2月1日医政指発第0201004号医政局指導課長通知)等を参考に対応いただいているところであり、また、医療法(昭和23年法律第205号)第25条第1項の規定に基づく立入検査の機会等を通じて医療機関等に対して指導いただいているところです。

昨今、特に多剤耐性緑膿菌(以下、MDRP)による院内感染症に関する事例が散見されます。MDRPは、抗菌薬に耐性を獲得した緑膿菌であり、本来は病原性が低く、健常人に感染症を発症させることはほとんどありませんが、免疫力の低下した人に感染した場合には、敗血症や肺炎等を発症する恐れがあり、時には死亡に至ることがあります。

貴課におかれましては、改めて所管の医療機関に対して、関係法令・通知等を参考に、院内感染管理体制の確認等を含め、院内感染防止に関する指導を徹底するよう、よろしく申し上げます。

なお、関連資料として国立感染症研究所感染症情報センターのホームページ内において『多剤耐性緑膿菌について』が掲載されており、他に、厚生労働科学研究による院内感染対策に関するガイドラインが国立国際医療センターのホームページ内において掲載されておりますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

○照会先 医政局指導課 徳本
直 通 03-3595-2194
FAX 03-3503-8562

